

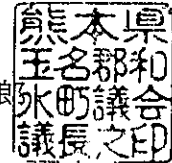
和水議第163号

令和5年8月1日

様

和水町議会

議長 高木 洋一郎



調査結果回答書

令和5年5月31日付けで調査請求のあった、調査の結果を次のとおり、和水町議会議員の政治倫理に関する条例第12条第2項の規定により回答します。

1 調査請求内容

(1) 請求者

(2) 審査請求の対象となる議員

木原 泰代 議員

(3) 調査請求の内容

当該議員は、「令和2年12月9日より令和5年1月初旬まで」の2年強、和水町に生活実態がなかったにもかかわらず、令和4年3月27日執行の和水町議会議員一般選挙に立候補し、当選した。また、その後、9カ月にわたり、和水町に居住していなかった。

同条例第3条第1項「町民全体の代表者として品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関して不正の疑惑をもたれるおそれのある行為をしないこと。」との規定があり、「南関町民」が「(和水)町全体の代表者になったこと」、「南関町民」が「和水町の町政に参加したこと」は「和水町民の品位や名誉を棄損する行為」に該当し、「南関町に有利な町政」すなわち「和水町に不利な町政」になる様誘導することも可能となる。そのため、日本国憲法では住民の直接選挙を保障しており、公職選挙法では「町域内の住民による選挙」「選挙権・被選挙権の有する者の規定」「宣誓書の提出」などが定められている。

当該議員は「日本国憲法」「公職選挙法」「和水町議会議員の政治倫理に関する条例」すべてに違反する疑いがある。

2 調査結果

和水町議会議員の政治倫理に関する条例第 3 条第 1 項に掲げる政治倫理基準、日本国憲法及び公職選挙法に抵触しない。

（理 由）

本人に対し、居住実態等について事情聴取を実施した。一時避難の状況であったため転出届、転居届は行っておらず、住民票は和水町となっている。宣誓書に記載された住所は住民票に記載された内容と同じである。和水町の住居表示は地番が住居表示である。

住所要件については、客観的居住の事実を基礎とし、これに居住者の主観的居住意思を総合して行うものと解されており、今回の場合、火災跡地での自宅再建を希望しており、自宅再建後は戻る意思も確認されている。町選管は、県選管及び総務省選挙課に確認した結果、火災を含む災害等によりやむを得ず一時的に他市町村へ退避しており、状況が改善されれば戻る意思のあるものについて、引き続き避難元の市町村の選挙権を認めるとする判断を排除するものではないとの見解が示されている。

よって、今回の行為は、「町民全体の代表者として品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関して不正の疑惑をもたれるおそれのある行為をしないこと。」とする政治倫理基準には抵触しないとの結論に至った。

しかしながら、自宅が全焼したとはいえ、借家居住までに 2 年もの月日が経過したことは町民に疑念を抱かせることとなったのは事実であり反省すべきである。

長年、藤田区内に居住し、同区内での借家探しにこだわったことは理解できるが、町営住宅、民間アパート等に居住することも検討する必要があった。

また、自宅再建には多くの時間を要するが、このような調査請求書が提出されたことは真摯に受け止めるよう求める。

調査会で出た意見について下記のとおり。

【委員の意見】

・公職選挙法の 9 条 2 項で、この日本国民の 20 歳以上の者で 3 か月以内に市町村区域に住所を有する者となっている。その人の生活に最も関係の深い一般的生活、全生活の中心を指すものと解すべく、私生活面の住所、事業活動面の住所、政治活動面の住所等を分離して判断すべきものではないというふうに説明している。よってこれは一般的生活を離れて選挙法上の住所を認定できないということになり、つまり住民票があるからとか、和水町で人権擁護委員の活動をしていたなど、和水町での政治活動をやっているということで住所要件に

当てはまるとは言えない。木原議員に住んでいた場所を質問した際には南関町の実家に住んでいたという供述があり、そのことから居住実態は南関町で生活の本拠、生活の中心、住所は南関町であったといえる。

・令和2年の6月10日総務大臣より公職選挙法の一部改正の通知文が通達されている。地方議会議員選挙の立候補届けに係る見通しという中で、住所とは各人の生活本拠をいい、住所の認定は客観的居住事実を基礎とし、これに居住者の主観的居注意思を総合して行うものと解されている。そして、起、居、起きる居る、寝食、寝る食べる、家族同居の事実など居住実態に基づき慎重に判断する必要があると令和2年の6月に通知されている。選挙前の約1年3か月間は南関町へ居住という事であり、居住実態は和水町になくとも構わないといった、家屋の火災による特措法や災害特例は確認はできなかった。

・宣誓書について、和水町の住居に関する要件を満たすものであると見込まれていることという内容に関して、居住実態は南関町、宣誓書の住所は和水町の住所を書いているということで、公職選挙法238条の2第1項、宣誓書への虚偽となっている。

・居住実態が無かった事の被選挙権に対する認識の甘さがあったことは事実だろうと思う。それから和水町議会議員選挙によって正式に和水町に居住していて、落選された方にとっては不条理な結果と察する。今後、将来にわたりこういった事案が起こらないようそして、公正な選挙が実施されるよう、私は政治倫理条例3条1項に該当していると判断する。

・南関の実家に一時避難というような状況下で、やはり、再建に向けていろんな諸事情もありながら時間が掛かったと。町選管とか色々と聴取しましたが、最終的には請求を出されており、和水町町議会議員の政治倫理に関する条例の第3条第1項に抵触するようなことはなかったと判断する。

・和水町の選挙管理委員会そして、住民監査請求に基づく監査事務局からの意見聴取、また、本人からの意見聴取を踏まえて、私としては抵触しないと判断する。

・火災焼失という故意ではない災害によって、やむを得ず実家のあるところに一時避難され、町の選管としましても、県の選管、そして、その後に総務省にも県を通じて確認を行い、今回の選挙については違法ではないとの結論が出て

いる。

・町民の方からこのような形で調査請求が提出されたという事は、やはり町民に疑念を抱かせる反省すべき点がある。やはりそこは、襟を正しながら今後の議員活動に努めなければならない。

・公職選挙法は選挙の 3 か月前に住民となって、そこに住んでいることが被選挙権、出馬の最低条件となっている。3 か月以上というのは、基本的に守らないと、これから先、同じようなことが出てくる可能性がある。

・憲法は国民主権が謳ってあり、町でいうと町民が主権者ということ。町民代表の議員がどういう生活を町民と共にしていくのか、町民に耳を傾けて、どういう活動をして町政発展、町民の願いを実現していくのか、これが一番重要なこと。その点からすると、本来、和水町内に住むべき議員がそこにはいないということになれば、町民の方が相談事とか意見があった場合にすぐに相談ができない、意見を聞いてくれないということになる。政治倫理条例というのは、議会の議員が町民から縛りを受ける、変なことをしないように町民の意見を聞いて、頑張ってくれと、そのために条例がある。条例第 3 条に抵触すると判断する。